

平成 19 年 3 月期 決算短信（非連結）

平成 19 年 4 月 25 日

上場会社名 SBIフューチャーズ株式会社 上場取引所 大証ヘラクレスG
 コード番号 8735 URL <http://www.ecommodity.co.jp/>
 代表者（役職名）代表取締役（氏名）織田 貴行
 問合せ先責任者（役職名）取締役管理本部長（氏名）入江 健 TEL（03）3663－6122
 定時株主総会開催予定日 平成 19 年 6 月 20 日
 有価証券報告書提出予定日 平成 19 年 6 月 21 日

（百万円未満切捨て）

1. 平成 19 年 3 月期の業績（平成 18 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日）

(1) 経営成績 （%表示は対前期増減率）

	営業収益		営業利益		経常利益		当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
19 年 3 月期	998	△24.8	△241	—	△268	—	△204	—
18 年 3 月期	1,327	△4.4	110	10.2	109	10.7	8	△47.2

	1株当たり 当期純利益	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	自己資本 当期純利益率	総資産 経常利益率	営業収益 営業利益率
	円 銭	円 銭	%	%	%
19 年 3 月期	△5,874 38	— —	△9.2	△2.8	△24.2
18 年 3 月期	259 55	— —	0.4	1.2	8.3

(参考) 持分法投資損益 19 年 3 月期 ー百万円 18 年 3 月期 ー百万円

(2) 財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円 銭
19 年 3 月期	9,724	2,425	24.9	67,712 79
18 年 3 月期	9,373	2,045	21.8	64,422 51

(参考) 自己資本 19 年 3 月期 2,425 百万円 18 年 3 月期 2,045 百万円

(3) キャッシュ・フローの状況

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
19 年 3 月期	98	△434	554	1,152
18 年 3 月期	△214	△213	28	934

2. 配当の状況

	1株当たり配当金			配当金総額 (年間)	配当性向	純資産 配当率
	(基準日) 中間期末	期末	年間			
	円 銭	円 銭	円 銭	百万円	%	%
18 年 3 月期	— —	— —	0 00	—	—	—
19 年 3 月期	— —	— —	0 00	—	—	—
20 年 3 月期 (予想)	— —	— —	0 00		—	

3. 平成 20 年 3 月期の業績予想（平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日）

当社の業績は、事業の特性上、商品先物市場の動向によって大きく変動する可能性があることに加えて、3 ページ「1. 経営成績 (1) 経営成績に関する分析」に記載の通り、当社を取巻く事業環境は、前事業年度より当社が設立以来経験したことの無い特異な状況が続いております。このため過年度の経験・実績をもって今後の業績を合理的に予想することが極めて困難な状況にあり、投資家の皆様に誤解されない適切な予想の開示が困難であるため、業績予想は開示しておりません。

その代替として、四半期末を経過するごとに業績速報の速やかな開示に努めるとともに、営業収益、並びに業績に影響を与える委託者数、委託売買高などの業務係数を月次で開示いたします。

なお、期中において事業環境の特異な状況が改善された場合、または特異な状況下においても合理的に予想することが可能となったと当社が判断した場合には、速やかに業績予想を開示いたします。

4. その他

(1) 重要な会計方針の変更

- ① 会計基準等の改正に伴う変更 無
- ② ①以外の変更 無

(注) 詳細は、26 ページ「重要な会計方針の変更」をご覧ください。

(2) 発行済株式数（普通株式）

- ① 期末発行済株式数（自己株式を含む） 19年3月期 35,819株 18年3月期 31,756株
- ② 期末自己株式数 19年3月期 一株 18年3月期 一株

(注) 1株当たり当期純利益の算定の基礎となる株式数については、43 ページ「1株当たり情報」をご覧ください。

1. 経営成績

(1) 経営成績に関する分析

当事業年度におけるわが国経済は、輸出、生産、設備投資が増加を続け、企業収益が高水準で推移するなか雇用者所得も緩やかに増加、個人消費も底堅く推移し、景気は緩やかな拡大を続けました。

このような経済環境のもと国内商品先物市場(*1)におきましては、上半期にかけて貴金属・石油等の主要上場商品市況が軟調或いは方向感の定まらない展開となりました。また、平成 17 年 5 月の商品取引所法(*2)の改正に伴い商品取引員(*3)の受託業務(*4)及び自己取引(*5)に対する規制が強化された影響による市場の流動性(*6)の低下が上場商品価格の乱高下を招き、上場商品価格の乱高下がさらなる流動性の低下を招くこととなりました。このような商品先物市場の状況を受けて、市場参加者の間に新規取引の手控えと建玉(*7)の決済が進んだ結果、当事業年度の全国商品取引所出来高(*8) (オプション取引含む)は 8,510 万枚 (前年同期比 21.1%減)と平成 11 年以来の低水準に低迷し、また全商品取引所合計取組高(*9)も、下半期にかけて平成に入って以降初めて 120 万枚割れの水準で推移し、当事業年度末には 107 万枚 (同 29.6%減)まで減少いたしました。

商品先物取引業界におきましては、平成 17 年 5 月の商品取引所法改正を起点として信頼性の回復・向上、利便性向上への取り組みが推し進められた結果、商品取引員が 95 社(平成 17 年 5 月)から 79 社(平成 19 年 3 月)に減少した他、商品取引所も合併により 7 取引所から 4 取引所に減少した一方、新たに外資系金融機関や国内大手証券会社が取引所の会員になるなど、国内商品先物市場の健全化・活性化に向けた過渡期の様相を呈しました。

このような当社がこれまで経験したこと無い厳しい事業環境の中、当社は商品取引受託業務(*4)に注力し、特に取引システムの安定性と耐障害性の向上に重きを置き、サーバーの増強や各種システムの再構築など、委託者(*10)により安心してご利用いただける取引環境の構築に努めました。また、委託者の利便性の向上を目的として、取引システムの改良や新機能の追加を実施いたしました。

このような取り組みにより、商品先物取引に係る営業資産のうち、委託者数は 3,126 名(同 7.6%増)、預り証拠金(*11)は 6,854 百万円(同 1.3%増)に増加いたしました。一方、委託売買高(*12)につきましては、商品先物市場の流動性の低下に伴い価格変動リスク(*13)、取引執行リスク(*14)が高まったことを受けて、委託売買高に占める日計り取引(*15)の比率が増加するとともに、委託者が取引を手控えたこと等により 1,473 千枚(同 8.7%減)に減少しました。また、商品先物取引に係る受取手数料につきましては、委託売買高が減少したことに加えて委託売買高に占める委託手数料の廉価な日計り取引の比率が増加したことにより、前年同期比 20.0%減少し 988 百万円となりました。

以上の結果、当事業年度の営業収益は 998 百万円 (同 24.8%減)、営業損失は 241 百万円 (前事業年度は営業利益 110 百万円)、経常損失は 268 百万円 (前事業年度は経常利益 109 百万円)、当期純損失は 204 百万円 (前事業年度は当期純利益 8 百万円)となりました。

主な収益、費用の状況は以下のとおりであります。

①営業収益

当事業年度の営業収益は 998 百万円 (前年同期比 24.8%減)となりました。

営業収益が減少した主な要因は、商品先物取引にかかる受取手数料が 988 百万円 (同 20.0%減)に減少したこと、及びシステム売上高等その他営業収益 (前事業年度は 74 百万円を計上)の計上がなかったことによるものです。

②営業費用

当事業年度の営業費用は、1,239 百万円 (前年同期比 1.8%増)となりました。

営業費用が増加した主な要因は、設備投資の実施に伴う電算機費及び減価償却費の増加によるものです。なお、当事業年度におきましては、事業環境の悪化を受けて費用の削減に取組み、人件費を 399 万円(同 7.8%減)、情報料を 87 百万円 (同 22.3%減)に削減したこと等により、営業費用から電算機費及び減価償却費を除いた額は 887 百万円(同 9.9%減)に削減しております。

③営業外費用

当事業年度におきましては、平成 18 年 5 月に株式会社大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」に当社株式を上場したことに伴い、株式交付費及び株式上場費用として 27 百万円を計上したことにより営業外費用は 29 百万円(前年同期比 12.4 倍)となりました。

④法人税等調整額

当事業年度におきましては、繰延税金資産について今後の回収可能性を保守的に判断した結果、繰延税金資産取崩しによる法人税等調整額 30 百万円(前年同期比 32.7%増)を計上しております。

- *1 「国内商品先物市場」とは、商品先物取引を行うために商品取引所法に基づいて開設された商品取引所で運営されている市場のことを言います。日本国内には、東京穀物商品取引所、東京工業品取引所、中部大阪商品取引所、関西商品取引所の計 4 つの商品取引所があり、それぞれの取引所において、農産物市場、貴金属市場、石油市場などの市場が運営されています。
- *2 「商品取引所法」は、商品取引所の組織や商品先物市場における取引の管理等について定めた法律です。「商品取引所法」は、農林水産省と経済産業省の共管法となっており、両省は国内における商品先物市場の健全な運営の確保と委託者の保護の観点から、「商品取引所法」に基づいて、商品取引所や商品取引員などの許認可・監督等を行っています。
- *3 「商品取引員」とは、投資家や上場商品の生産者等から委託を受けて商品取引所での取引を執行する又は取り次ぐことを業として、農林水産大臣及び経済産業大臣から許可を受けた事業者のことを言います。
- *4 「受託業務(商品取引受託業務)」とは、一般投資家や商品の生産者が商品先物取引を行うために、その委託を受けて商品先物市場において取引する業務などのことを言います。
- *5 「自己取引」とは、商品取引員自らが商品先物市場において取引することを言います。
- *6 商品先物取引における「流動性」とは、商品先物市場における取引の成立(約定)のし易さのことを言います。
- *7 「建玉」とは、商品先物市場で成立(約定)した取引のうち、決済されていない取引のことを言います。
- *8 商品先物市場で成立(約定)した取引の数量を「出来高(できだか)」と言い、「全国商品取引所出来高」は国内 4 商品取引所の出来高の合計です。
- *9 商品先物市場で成立(約定)した取引のうち、決済されていない取引の数量を「取組高(とりくみだか)」と言い、「全商品取引所合計取組高」は国内 4 商品取引所の取組高の合計です。
- *10 「委託者」とは、商品先物取引を行うために商品取引員にその取引を委託する法人、個人のことを言います。
- *11 「預り証拠金」とは、商品先物取引の証拠金として、委託者が商品取引員に預託している現金や有価証券のことを言います。
- *12 「委託売買高」とは、商品取引員が、委託者から委託され商品先物市場において成立(約定)した取引の数量のことを言います。
- *13 「価格変動リスク」とは、上場商品価格の変動により損益が増減するリスクのことを言います。
- *14 「取引執行リスク」とは、売買注文が意図した価格と異なる価格で約定する、或いは対当する売買注文が無く約定しない等、取引の執行に伴うリスクのことを言います。
- *15 「日計り取引」とは、新規取引と、その新規取引による建玉を反対売買により決済する取引を、同日に行うことを言います。

(2) 財政状態に関する分析

①資産、負債及び純資産の状況

当事業年度末における総資産は、前年同期比 350 百万円増(同 3.7%増)の 9,724 百万円となりました。そのうち 7,002 百万円(72.0%)が委託者に係る預り証拠金(預り証拠金、預り証拠金代用有価証券及び外国為替取引預り証拠金の合計)となっております。当社の平成 19 年 3 月 31 日現在の財政状態を主要な勘定科目別に分析すると次のとおりであります。

(流動資産)

当事業年度末における流動資産は、前年同期比 237 百万円増(同 2.9%増)の 8,567 百万円(88.1%)となりました。主な内訳は、差入保証金 6,122 百万円(63.0%)、現金及び預金 1,200 百万円(12.3%)及び保管有価証券 452 百万円(4.7%)となっており、大阪証券取引所へラクレス市場への株式上場に伴う公募増資等により、現金及び預金が 282 百万円増加しております。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産は、前年同期比 113 百万円増(同 10.8%増)の 1,156 百万円(11.9%)となりました。主な内訳は、ソフトウェア 403 百万円(4.1%)、出資金 367 百万円(3.8%)及び長期差入保証金

278 百万円 (2.9%) であります。商品先物取引事業に係る設備投資等によりソフトウェア 161 百万円、器具及び備品 60 百万円を取得し、商品取引所に対し 100 百万円の追加出資を行っております。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債は、前年同期比 41 百万円減 (同 0.6%減) の 7,074 百万円 (72.7%) となりました。主な内訳は、預り証拠金 6,401 百万円 (65.8%)、預り証拠金代用有価証券 452 百万円 (4.7%) 及び外国為替取引預り証拠金 148 百万円 (1.5%) となっており、当社の重要な経営指標である上記預り証拠金の合計残高は前年同期比 85 百万円増 (同 1.2%増) となりました。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債は、15 百万円 (0.2%) (前事業年度末は該当なし) となりました。これは、外部委託の適格退職年金の運用結果を受け、退職給付引当金を計上したことによるものであります。

(特別法上の準備金)

当事業年度末における特別法上の準備金はその全額が商品取引責任準備金であり、前年同期比 3 百万円減 (同 1.4%減) の 209 百万円 (2.2%) となりました。これは、商品取引事故による損失補填 1 百万円及び商品取引責任準備金の積立額が「商品取引責任準備金の積立て等に関する規則」第 4 条に規定する積立最高限度額を超過したことから 2 百万円の取崩しを行ったためであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産は、前年同期比 380 百万円増 (同 18.6%増) の 2,425 百万円 (24.9%) となりました。当期純損失の計上により利益剰余金が 204 百万円減少いたしましたが、大阪証券取引所へラクレス市場への株式上場を果たし、公募増資等により資本金が 241 百万円増 (同 16.7%増)、資本剰余金が 343 百万円増 (同 62.6%増) となっております。

(注) () 内は総資産に対する割合を示しております。

②キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物 (以下「資金」という。) の残高は、前事業年度末に比べ 218 百万円増加し、1,152 百万円となりました。当事業年度末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において営業活動の結果得られた資金は 98 百万円 (前事業年度は 214 百万円の支出) となりました。主な増減の要因は、税引前当期純損失が 174 百万円となったことに加え、委託者先物取引差金 (借方) の増加により 376 百万円資金が減少いたしましたが、保管有価証券及び差入保証金の減少により 245 百万円、現金支出を伴わない減価償却費の計上により 190 百万円、営業債権及び営業債務の増減により 89 百万円、そして預り証拠金の増加により 87 百万円資金が増加しております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において投資活動の結果支出した資金は 434 百万円 (前事業年度は 213 百万円の支出) となりました。これは主に、商品先物取引事業におけるシステム投資等に係る固定資産の取得 326 百万円及び商品取引所に対する追加出資 100 百万円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において財務活動の結果調達した資金は 554 百万円 (前事業年度は 28 百万円の調達) となりました。これは、株式の上場による公募増資 547 百万円及び新株予約権の行使による増資に伴い、株式の発行による収入があったことによるものであります。

(3) 利益配分に関する基本方針及び当期・次期の配当

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、収益状況に応じた成果の配分を行うことを基本方針としております。

第 7 期の配当につきましては、当期純損失を計上すること及び今後の事業環境の見通しについて予断を許さない状況であることから内部留保の確保を優先させていただきたく、誠に遺憾ながら、無配とさせていただきます。予定であります。

(4) 事業等のリスク

当社の事業その他に関するリスクについて、投資判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。なお、必ずしもかかるリスク要因に該当しないと思われる事項についても、積極的な情報開示の観点から以下に記載しております。当社は、これらの潜在的なリスクを認識した上で、その回避ならびに顕在化した場合の適切な対応に努めてまいります。

なお、本項には将来に関する事項が含まれますが、当該事項は平成 19 年 3 月期決算短信開示日（平成 19 年 4 月 25 日）現在において判断したものであります。

①事業環境の変化による影響

a. インターネット自体及びインターネット取引の発展について

当社は、インターネットを主たる販売チャネルとする商品取引受託業務を行っており、インターネットのさらなる普及及びインターネット商取引の発展が当社の成長にとっての不可欠な条件であります。

しかしながら、インターネットの歴史は浅く、今後も順調に利用者数が増加する保証はありません。また、インターネットを利用した犯罪が誘発されるなどの弊害も生じていること、及びかかる弊害に対してインターネットの利用に関する規制が導入されるなどの要因により、その普及を阻害される可能性もないとは断言できません。今後のインターネットの更なる発展が実現しない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

b. 技術革新への対応について

IT 関連技術は技術革新が継続しており、新技術の登場により、業界の技術標準または顧客の利用環境が変化します。これらの新技術への対応が遅れた場合、当社の提供するサービスが、陳腐化・不適応化し、業界内での競争力低下を招く可能性があります。また、新技術の適合のために、新たな社内体制の構築及びシステム開発等の多額の費用負担が発生する場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

c. 商品先物市場について

当社は、商品取引受託業務に係る委託手数料が営業収益の大半を占めております。そのため、商品先物市場の出来高・取組高等の動向に強い影響を受けることがあります。商品先物市場は、商品の需給動向、為替動向、金利、国際情勢、国内外の主要金融・商品市場の動向、投資家の心理等の様々な要因の影響を受け、商品価格の下落や過剰な価格変動等により、出来高・取組高が減少することがあります。

今後、商品先物市場において出来高・取組高が低下していった場合、当社の業績に悪影響を与える可能性があります。また、政府は商品先物市場に係る制度改革を推し進めており、将来における法改正等については現段階で予測できないものの、その内容によっては当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

②現在の事業内容に関するリスク

a. 事業概要及び業績について

当社の事業内容は、主にインターネット及びコールセンターを通じた商品取引受託業務であります。商品取引受託業務には、自社が委託者から取引の委託を受け、商品市場においてその取引を執行する「受託」と、自社が委託者から取引の取次ぎの委託を受け、他の商品取引員へ取引を取次ぎ、当該他の商品取引員が商品市場において取引を執行する「取次ぎ」の 2 形態があり、当社は、平成 13 年 1 月より「取次ぎ」による商品取引受託業務を開始した後、平成 16 年 11 月に商品取引員の許可の区分を「取次ぎ」から「受託」に変更し、東京工業品取引所及び東京穀物商品取引所並びに中部商品取引所に開設されている商品市場において「受託」による商品取引受託業務を開始いたしました。また、同年 12 月より各商品市場における取次ぎ業務を順次廃止し、平成 17 年 11 月をもって全ての商品市場について取次ぎ業務を廃止いたしました。

当社の業績は、平成 12 年 10 月の設立の後、平成 13 年 1 月より商品取引受託業務を開始し、第 2 期（平成 14 年 3 月期）に東京ゼネラル株式会社及び太陽ゼネラル株式会社（現トリフォ株式会社）から会社分割によりそれぞれの取引顧客の移管を受けたことにより黒字転換し、第 2 期以降連続して黒字決算となっておりますが、第 7 期（平成 19 年 3 月期）には事業環境の急激な悪化の影響等により赤字決算となっております。当社は、営業収益の多くを商品先物取引に係る委託手数料が占めており、その他の営業収益として、システムの販売、運営、保守、ASP 等システム売上高を計上しておりますが、これらは一時的な収益であり定期的又は安定的な収益ではありません。また、取次ぎ業務の順次廃止と受託業務の開始に伴い、

第 5 期 (平成 17 年 3 月期) より、取次ぎ業務に係る取次ぎ先への取次委託手数料に代わり、受託業務に係る取引所等への諸会費等を納めることとなっております。

以上のとおり、当社の設立は平成 12 年 10 月と社歴が浅く、また事業展開の変化及び収益構造の変化が生じております。したがって、過年度の経営成績だけでは、今後の当社の業績を判断する材料としては不十分である可能性があります。

なお、当社の最近 5 事業年度の主な業績の推移及び商品先物取引委託者数の推移は以下のとおりであります。

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
営業収益 (千円)	1,374,306	1,354,737	1,388,985	1,327,779	998,177
うち商品先物取引に係る受取手数料	1,264,228	1,190,115	1,281,874	1,235,782	988,719
うちその他営業収益 (システム売上等)	103,680	134,950	87,617	74,000	—
販売費及び一般管理費 (千円)	1,210,221	1,231,013	1,289,008	1,217,603	1,239,837
うち取次委託手数料	197,762	196,054	147,882	365	—
うち取引所等関係費	1,861	2,199	52,979	162,613	160,292
経常利益又は経常損失(△) (千円)	165,455	97,205	99,116	109,675	△268,580
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	81,197	46,830	15,573	8,222	△204,992
商品先物取引 委託者数 (人)	2,485	2,410	2,482	2,905	3,126
うちセルフコース	1,553	1,684	1,815	2,235	2,431
うちサポートコース	932	726	667	670	695

b. 商品取引責任準備金について

商品取引員は、商品取引所法第 221 条第 1 項の規定により、商品取引事故による損失に備えるため、商品市場における取引等の取引高に応じ、同法施行規則第 111 条に定める額の商品取引責任準備金を積み立てなければならない、とされております。

商品取引責任準備金の積み立ての方法は、日本商品先物取引協会の定める「商品取引責任準備金の積立て等に関する規則」に規定されており、同規則第 3 条の規定による額を、同規則第 4 条による積立最高限度額に達するまで、毎月、積み立てなければならないとされており、その積立額が、営業年度終了の日において、積立最高限度額を超えている場合は、その超えている金額を取り崩すことができ、また、営業年度終了の日において、積立最高限度額に達していたときは、以後の積み立てを停止することができます。積み立てを停止した場合において、積立最高限度額の増額や商品取引責任準備金の取崩しにより積立額が積立最高限度額を下回ったときは、同規則第 6 条の規定により、営業年度終了の日に一括して積み立てる方法、又は営業年度の途中で同規則第 3 条の規定による額の積立てを再開し営業年度終了の日において積立最高限度額に不足がある場合はその不足額を営業年度終了の日に一括して積み立てる方法、のいずれかの方法により積み立てを再開しなければなりません。

当社におきましては、平成 18 年 3 月期の営業年度終了の日において積立最高限度額に達していたことから以後の積み立てを停止し、以後の積み立てについては、営業年度の途中において積立最高限度額の増額や商品取引責任準備金の取崩しにより積立額が積立最高限度額を下回った場合に、営業年度終了の日に一括して積み立てる方法を採用しております。

以上のとおり、当社の商品取引責任準備金の積立額及び積立最高限度額によって、特別利益又は特別損失が増加又は減少し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、営業年度終了の日における取り崩し又は積み立ての額は、日本商品先物取引協会の定める「商品取引責任準備金の積立て等に関する規則」第 4 条の規定により、営業年度終了の日を経過するまで確定しません。したがって、半期或いは四半期の経営成績だけでは、通期の業績を判断する材料としては不十分である可能性があります。

c. 新規参入及び競合について

当社は、オンライン専業商品取引員として事業を拡大してまいりましたが、平成 16 年 12 月末の委託手

数料の完全自由化及び平成 17 年 5 月の商品取引所法改正など商品先物市場の信頼性・簡便性の向上により、新たにオンライン専業商品取引員が新規参入するなどして競争が激化する可能性があります。当社は、顧客ニーズにマッチしたサービスを提供し、既に一定の委託者数・預り証拠金等の営業資産を有することから、当業界において比較的優位な状況にあると認識しており、今後も、「顧客中心主義」に基づくサービスの提供及び利便性の向上に努めることにより、優位性を維持できるものと考えております。

しかしながら、今後、競争が激化した場合に、当社がオンライン商品先物取引事業において優位性を構築・維持できる保証はなく、当社の営業収益が低下する可能性があります、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

d. 商品取引受託業務について

商品先物取引は、実際の商品の総代金ではなく、定められた額の証拠金を担保として預託して行う取引であります。そのため、委託者は、証拠金の額に比して多額の利益になることもありますが、逆に預託した証拠金以上の多額の損失が発生することがあります。

当社では、受託業務に係る管理部門である業務管理グループが、預託した証拠金以上の損失の発生を抑制するため、委託者の取引状況を管理し、電話等による注意喚起を行い、状況に応じて取引を制限する等の措置を講じております。

しかしながら、商品市況の変化に伴い、預託されている証拠金を超える損失が発生した場合において、その総額または発生件数によっては、無担保未収金の増加により貸倒引当金の積増しを行うことが必要になる、或いは貸倒損失が発生するなど、当社の経営成績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。平成 19 年 3 月 31 日現在における、当社の無担保未収金の総額は 21,470 千円であり、当該無担保未収金に対する貸倒引当金の総額は 9,274 千円となっております。

e. システムについて

当社は、インターネットを主たる販売チャネルとしているため、オンライン取引システムの安定性を経営の最重要課題と認識しており、そのサービスレベルの維持向上に日々取り組んでおります。

しかし、オンライン取引システムに関しては、ハードウェア、ソフトウェアの不具合、人為的ミス、通信回線の障害、コンピューターウイルス、サイバーテロのほか、災害等によってもシステム障害が発生する可能性があります。何らかの理由によりシステム障害が発生し、その障害への対応が遅れた場合、または適切な対応ができなかった場合には、システム障害により生じた損害の賠償を求められたり、当社のシステム及びサポート体制に対する信頼が低下し顧客離れが生じたりするなど、当社の業績に影響を与える可能性があります。

f. 法的規制について

イ. 商品取引受託業務の許可

当社は商品取引受託業務を営むため、商品取引所法に基づく商品取引受託業務の許可を受けております。商品取引受託業務は、商品取引所法、同法施行令、同法施行規則等の関連法令、商品先物取引所が定めた受託契約準則、その他当業界の自主規制団体の日本商品先物取引協会が定めたガイドラインの適用を受けております。

当社及び当社の役職員が、商品取引所法等の法令に違反し、許可の取消、改善に必要な措置等を命じる行政処分が発せられた場合等には、当社の経営に支障をきたし、或いは当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

ロ. 日本商品委託者保護基金

商品取引員は、委託者保護のために、商品取引所法に基づき政府が承認した委託者保護基金に加入することが義務づけられており、当社は日本商品委託者保護基金(※)に加入しております。日本商品委託者保護基金は、基金の会員である商品取引員が破綻した場合には、委託者が破綻商品取引員に預託した現金その他委託者の一定債権について、上限を委託者 1 人当り 10,000 千円として保護することとなっており、委託者への支払い等に充てるため委託者保護資金を設けております。委託者保護資金の原資の一部には、会員企業から徴収される負担金が充てられ、破綻等に伴う支払いにより委託者保護資金の額が基金の定める造成水準を下回った場合、その差額を会員から徴収することができます。そのため、多額の追加拠出が求められた場合には、当社の経営成績及び財政状況に影響を与える可能性があります。(※日本商品委託者保護基金は、商品取引所法第 269 条第 3 項に規定される委託者保護業務を行うこと

を目的として同法の規定に基づいて設立された会員組織の社団であります。)

ハ. 金融先物取引法

金融先物取引法は、金融先物取引を取扱う事業者を規制する法律であり、平成 17 年 7 月 1 日より、当社が取扱う外国為替保証金取引を金融先物取引の一に含める改正法が施行されております。同法は、金融先物業者としての登録義務のほか、その勧誘行為、広告、自己資本規制比率に対して諸々の規制を定めております。

当社及び当社の役職員が、金融先物取引法等の法令に違反し、登録の取消、改善に必要な措置等を命じる行政処分が発せられた場合等には、当社の経営に支障をきたし、或いは当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

ニ. 商品投資にかかる事業の規制に関する法律

当社は商品投資販売業を営むため、商品投資にかかる事業の規制に関する法律に基づく商品投資販売業の許可を受けております。商品投資販売業は、商品投資にかかる事業の規制に関する法律、同法関連法令、自主規制団体の社団法人日本商品投資販売業協会が定めた自主規制ルールの適用を受けております。

当社及び当社の役職員が、商品投資にかかる事業の規制に関する法律等の法令に違反し、許可の取消、改善に必要な措置等を命じる行政処分が発せられた場合等には、当社の経営に支障をきたし、或いは当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

ホ. 金融商品の販売等に関する法律及び消費者契約法

金融商品の販売等に関する法律は、金融商品の販売等に際しての顧客の保護を図るため、金融商品販売業者等の説明義務及びかかる説明義務を怠ったことにより顧客に生じた損害の賠償責任ならびに金融商品販売業者等が行う金融商品の販売等にかかる勧誘の適正の確保のための措置について定めております。

また、消費者契約法は、消費者契約における消費者と事業者との間に存在する構造的な情報の質及び量並びに交渉力の格差に着目し、一定の場合に、消費者が契約の効力を否定することができる旨を規定しております。

当社は、これらの法令に違反することが無いよう法令遵守に努めてまいりましたが、今後これらの違反が発生した場合には、損害賠償責任が生ずるとともに、顧客からの信頼が失墜するなど、当社の業績に影響を与える可能性があります。

g. 顧客情報のセキュリティについて

当社の事業におきましては、顧客情報の不正取得・漏洩・改変等による被害の防止が極めて重要であります。当社では、厳格な個人情報保護のルールに基づいた十分なセキュリティ対策を講じておりますが、今後個人情報保護における何らかの問題が生じた場合には、顧客からの信頼が失墜するなど、当社の業績に悪影響を与える可能性があります。

h. 商品先物取引に係る委託手数料の少数委託者への依存について

当社の商品先物取引に係る受取手数料は、その大半が少数の委託者から生じており、今後は、全体的な委託者数を増加させることにより依存状況を解消する方針です。

しかしながら、これらの委託者が何らかの理由により解約した場合には、当社の売上・収益が低下する可能性があり、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

i. 今後の事業展開について

商品先物市場を取り巻く環境は、これまでで必ずしも明るいとは言えない状況にありましたが、法改正に伴う健全な市場育成策の推進、オンライン取引の増加など、当社にとって明るい材料もあります。

当社では、「顧客中心主義」に基づき、変化する顧客ニーズにいかに対応し、更なる成長、企業価値の向上を実現していくかが課題となっております。今後、他の商品取引員と競合しながらも継続的な成長を実現させていくために、一層の顧客の利便性の向上、サービスの安定提供、コンプライアンス体制の強化、財務体質の強化を推進する方針であります。

しかし、これらの施策が十分に達成できない場合や、これらの施策が顧客のニーズが十分に反映された

ものではなかった場合には、当社の成長を阻害する要因にもなり、当社の業績に影響を与える可能性があります。

③訴訟

平成 19 年 3 月期決算短信開示日現在、当社が受託した商品先物取引に関して 2 件の損害賠償請求が提訴され、係争中であり、係争金額は 26,474 千円であり、商品先物取引に係るリスクの説明義務違反等の違法行為があったとして提起されたものであります。これに対し、当社は何らの違法行為が無いことを主張しておりますが、本訴訟は係争中であるため、現時点で結果を予測するのは困難であります。

④事業体制に係るリスク

a. 内部管理体制について

当社では、法令遵守のための内部管理組織の整備をし、法令その他の規則の遵守を徹底するため、代表取締役直属の内部管理部門である監査室と受託業務に係る管理部門である業務管理グループの 2 部門体制により、顧客からの信頼を維持するよう努めております。

業務管理グループにおいては、委託者保護の徹底、適合性原則(※)の厳守、不正取引の防止等の観点から、登録外務員の営業活動の監視、顧客の取引状況の管理、電話等による売買動機及び売買目的等のヒアリング等を行い、必要に応じて注意喚起しております。また、注意事項について、改善の見られない顧客については、取引を制限する場合があります。

当社では、このように内部管理体制の充実に努めておりますが、これらの施策が十分でなく、登録外務員と顧客との間で意思疎通が欠けたこと等に起因する苦情などが発生した場合、もしくは何らかの事故等が発生した場合には、協議和解金の支払い等のための費用が発生し、当社業績に影響を与える可能性があります。

(※商品取引所法第 215 条においては、「適合性の原則」として、「商品取引員は、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行って委託者の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないように、商品取引受託業務を営まなければならない。」と規定されております。)

b. 小規模組織について

当社は、平成 19 年 3 月 31 日現在、従業員 42 名と小規模組織であり、今後の事業拡大とともに人員の育成・増強と内部管理体制の一層の充実を図る予定であります。しかし、人材の確保及び管理面の強化が予定通り進捗しない場合、業務の組織的な運営を行う上での効率性または管理機能が低下する恐れがあり、業務に支障をきたす可能性があります。

c. 優秀な人材の確保について

当社は、優秀な人材を確保することが、業務の効率化及び生産性の向上による経営の低コスト運営の維持・強化に必要であり、当社の経営の重要な課題と認識しております。

当社は、事業の拡大に応じて優秀な人材の採用等を進め、かつストックオプション制度等の公正なインセンティブプランの実施により、役職員の経営への参画意識及び業績の向上を図るとともに、優秀な人材の定着を図るよう努めてまいります。

しかしながら、当社の求める人材が十分に確保できない場合には、当社の事業拡大及び業績の向上に影響を与える可能性があります。

⑤SBI グループ

a. SBI グループとの関係について

SBI グループは、SBI ホールディングス株式会社を中心に、ベンチャー企業などへの投資を行うファンドの設定・運営を行う「アセットマネジメント事業」、投資家に対して証券取引や商品先物取引などの金融商品を提供する他、株式公開引受・社債引受など投資銀行業務を行う「ブローカレッジ&インベストメントバンキング事業」、住宅ローンや金融商品の比較サイトの運営など金融に関連する幅広いサービスを取扱う「ファイナンシャル・サービス事業」、不動産投資・開発など不動産関連ビジネスを行う「住宅不動産事業」、生活の様々な場面で利用するサービスの比較サイトの運営などを行う「生活関連ネットワーク事業」の 5 つを中核事業としております。

当社は、ブローカレッジ&インベストメントバンキング事業の一翼として、グループ内において唯一、商品取引受託業務を専業とする企業であり、独立した経営を行っておりますが、将来のグループの政策変

更等により、当社の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

b. 役員の兼任について

当社の非常勤を含む役員 7 名のうち、SBI ホールディングス株式会社との兼任者は 2 名であり、その氏名並びに当社及び SBI ホールディングス株式会社における役職は以下のとおりであります。取締役会長北尾吉孝氏は当社に対する経営方針及び事業運営に関して有用な助言を得ること等を目的として、非常勤監査役高田和弘氏は監査体制強化のため、それぞれ当社が招聘したものであります。

当社における役職	氏名	SBI ホールディングス株式会社における役職
取締役会長	北尾 吉孝	代表取締役 CEO
監査役 (非常勤)	高田 和弘	不動産事業本部不動産関連事業投資ユニット企業審査部長

⑥株式に係るリスク

a. ストックオプションの付与について

当社は、役員及び従業員のモチベーション向上及び優秀な人材の確保を目的として、ストックオプションとして新株引受権 (成功報酬型ワラント) 及び新株予約権を付与しております。

これらの新株引受権または新株予約権の行使が行われた場合には、当社の 1 株当たりの株式価値は希薄化し、当社株価形成に影響を与える可能性があります。また当社は今後も優秀な人材確保のために、ストックオプションのようなインセンティブプランを継続して実施していくことを検討しており、今後も新たに新株予約権を付与する可能性があります。

b. ベンチャーキャピタルファンドの持分について

平成 19 年 3 月 31 日現在における当社発行済株式総数は 35,819 株であり、うちベンチャーキャピタルファンドであるソフトバンク・インターネットテクノロジー・ファンド 2 号による所有株式数は 6,350 株、発行済株式総数に対する所有株式数の割合は 17.72%となっております。ソフトバンク・インターネットテクノロジー・ファンド 2 号の組合期間満了日は平成 19 年 6 月 30 日ではありますが、当該組合期間満了日に向け所有株式を売却する可能性があります。

2. 企業集団の状況

最近の有価証券報告書 (平成 18 年 6 月 28 日提出) における「事業系統図 (事業の内容)」及び「関係会社の状況」から重要な変更がないため開示を省略します。

3. 経営方針

(1) 会社の経営の基本方針

平成 19 年 3 月期中間決算短信 (平成 18 年 10 月 31 日開示) により開示を行った内容から重要な変更がないため開示を省略します。

当該決算短信は、次の URL からご覧頂くことができます。

(当社ホームページ) <http://www.ecommodity.co.jp/ir/earning.html>

(2) 目標となる経営指標

当社は、中長期的な企業価値増大のため、企業価値の土台である顧客価値の指標として、委託者数・預り証拠金・未決済建玉・委託売買高を重要な経営指標としております。平成 19 年 3 月末の委託者数は 3,126 名 (前年同期比 7.6%増)、預り証拠金は 6,854 百万円 (同 1.3%増)、未決済建玉は 22,344 枚 (同 16.1%減)、当事業年度の委託売買高は 1,473 千枚 (同 8.7%減) となっており、その一層の拡大を目指しております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

平成 19 年 3 月期中間決算短信 (平成 18 年 10 月 31 日開示) により開示を行った内容から重要な変更がないため開示を省略します。

当該決算短信は、次の URL からご覧頂くことができます。

(当社ホームページ) <http://www.ecommodity.co.jp/ir/earning.html>

(4) 会社の対処すべき課題

当社の商品取引受託業務の事業基盤である国内商品先物市場におきましては、全国商品取引所出来高が 3

期連続で減少しており、商品先物取引業界を挙げて振興策を検討する状況にありますが、その成否は定かではなく、今後の見通しについては予断を許さない状況となっております。

しかしながら、このような厳しい事業環境下におきましても、当社の商品先物取引委託者数及び預り証拠金は増加しており、また委託売買高及び未決済建玉は国内商品先物市場全体の減少幅と比較して小幅の減少に留まっております。このような営業指標の動向は、オンライン取引を主とする当社のビジネスモデルやサービス内容の競争優位性を示しているものと認識しております。

従いまして、当社といたしましては、当社の競争優位性をさらに強化することが今後の成長の礎となり、事業環境が改善したあかつきには更なる成長を遂げることができると考えております。

このような認識のもと、当社といたしましては、以下の施策に取り組む方針であります。

①情報・システム・手数料の3つの差別化

当社は、システム、情報、手数料の3つの項目について差別化を図ることにより、商品先物取引事業を拡大していく方針を採っております。今後も、高速通信インフラを活用したサービスの提供を主として、顧客の投資判断に有益な情報、魅力ある手数料を提供し、他社との差別化を推し進めてまいります。

②サービスの安定提供

当社は、インターネットを主たるサービス提供チャネルとしているため、オンライン取引システムの安定性を経営の最重要課題と認識しており、そのサービスレベルの維持向上に日々取り組んでおります。今後におきましても、顧客数及びトランザクションの増加に伴い、適時、システムの増強を実施する方針であります。

③コンプライアンス体制の強化

当社はこれまで、法令遵守のための内部管理組織を整備し、法令その他の規則の遵守を徹底し、顧客からの信頼を維持するよう努めてまいりました。今後におきましても、顧客数及び委託売買高の増加に伴い、コンプライアンス体制の一層の充実が必要であると考えており、人員の補強等、コンプライアンス体制の強化に努めていく方針であります。

④社会的信用の獲得

当社は、当社が更なる成長を遂げるために、一層の社会的信用を得ることが必要であると考えております。これまで、コンプライアンスの徹底や、自社ウェブサイトにおける委託者数及び委託売買高の月次開示、SBI グループのコーポレートブランドを冠する商号への変更等を通じて社会的信用を得られるよう努めてまいりました。今後におきましては、引き続きコンプライアンスの徹底を図るとともに、財務状況及び業務状況の積極的な開示等により、社会的信用を得られるよう努めてまいります。

(5) その他、会社の経営上重要な事項

該当事項はありません。

4. 財務諸表等

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	第 6 期事業年度 (平成18年 3 月31日)		第 7 期事業年度 (平成19年 3 月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
1. 現金及び預金	※2, 3	918, 052		1, 200, 193	
2. 委託者未収金	※ 5	44, 048		34, 819	
3. 前払費用		92, 558		93, 059	
4. 保管有価証券	※ 1	634, 708		452, 485	
5. 差入保証金		6, 186, 097		6, 122, 620	
6. 委託者先物取引差金	※ 4	—		376, 615	
7. 預託金	※ 2	302, 500		200, 000	
8. 繰延税金資産		8, 952		—	
9. 未収入金		131, 775		60, 592	
10. 未収消費税等		1, 729		5, 078	
11. その他		24, 288		23, 023	
12. 貸倒引当金	※ 5	△14, 639		△541	
流動資産合計		8, 330, 071	88. 9	8, 567, 947	88. 1
II 固定資産					
(1) 有形固定資産					
1. 建物		9, 264		9, 058	
減価償却累計額		△4, 344	4, 920	△5, 003	4, 055
2. 器具及び備品		46, 603		105, 100	
減価償却累計額		△17, 754	28, 848	△40, 002	65, 098
有形固定資産合計		33, 769	0. 4	69, 153	0. 7

区分	注記 番号	第 6 期事業年度 (平成18年 3 月31日)		第 7 期事業年度 (平成19年 3 月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(2) 無形固定資産					
1. 商標権		1,472		1,178	
2. ソフトウェア		405,567		403,295	
3. その他		1,565		1,555	
無形固定資産合計		408,606	4.3	406,029	4.2
(3) 投資その他の資産					
1. 出資金		267,000		367,000	
2. 預託金		21,200		21,200	
3. 長期差入保証金		271,322		278,225	
4. 固定化営業債権	※6	16,443		17,911	
5. 長期前払費用		9,380		6,123	
6. 繰延税金資産		21,258		—	
7. 前払年金費用		3,976		—	
8. 貸倒引当金	※6	△9,057		△8,732	
投資その他の資産合計		601,523	6.4	681,728	7.0
固定資産合計		1,043,898	11.1	1,156,911	11.9
資産合計		9,373,970	100.0	9,724,858	100.0

区分	注記 番号	第 6 期事業年度 (平成18年 3 月31日)		第 7 期事業年度 (平成19年 3 月31日)		
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
(負債の部)						
I 流動負債						
1. 未払金			150,956		59,622	
2. 未払費用			4,728		2,767	
3. 未払法人税等			15,051		4,115	
4. 預り金			2,971		4,857	
5. 賞与引当金			14,466		—	
6. 預り証拠金			6,132,460		6,401,745	
7. 預り証拠金代用有価証券			634,708		452,485	
8. 外国為替取引預り証拠金			149,601		148,409	
9. 委託者先物取引差金	※ 4		9,523		—	
10. その他			721		0	
流動負債合計			7,115,188	75.9	7,074,002	72.7

区分	注記 番号	第 6 期事業年度 (平成18年 3 月31日)		第 7 期事業年度 (平成19年 3 月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
II 固定負債					
1. 退職給付引当金		—		15,077	
固定負債合計		—	—	15,077	0.2
III 特別法上の準備金					
1. 商品取引責任準備金	※ 3	212,980		209,923	
特別法上の準備金合計		212,980	2.3	209,923	2.2
負債合計		7,328,169	78.2	7,299,003	75.1
(資本の部)					
I 資本金	※ 7	1,448,518	15.5	—	—
II 資本剰余金					
1. 資本準備金		548,100		—	
資本剰余金合計		548,100	5.8	—	—
III 利益剰余金					
1. 当期末処分利益		49,182		—	
利益剰余金合計		49,182	0.5	—	—
資本合計		2,045,801	21.8	—	—
負債・資本合計		9,373,970	100.0	—	—

区分	注記 番号	第 6 期事業年度 (平成18年 3 月31日)		第 7 期事業年度 (平成19年 3 月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
I 株主資本					
1. 資本金		—	—	1,690,107	17.4
2. 資本剰余金					
(1) 資本準備金		—		891,106	
資本剰余金合計		—	—	891,106	9.1
3. 利益剰余金					
(1) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		—		△155,809	
利益剰余金合計		—	—	△155,809	△1.6
株主資本合計		—	—	2,425,404	24.9
II 新株予約権		—	—	449	0.0
純資産合計		—	—	2,425,854	24.9
負債純資産合計		—	—	9,724,858	100.0

(2) 損益計算書

区分	注記 番号	第 6 期事業年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)			第 7 期事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)		
		金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)
I 営業収益							
1. 受取手数料	※ 1	1,254,407			1,000,161		
2. 売買損益	※ 2	△627			△1,984		
3. その他		74,000	1,327,779	100.0	—	998,177	100.0
II 営業費用							
1. 取次委託手数料		365			—		
2. 取引所等関係費	※ 3	162,613			160,292		
3. 人件費	※ 4	432,810			399,059		
4. その他の報酬給料		28,622			25,125		
5. 広告宣伝費		28,348			20,288		
6. 情報料		112,667			87,512		
7. 通信費		76,810			85,757		
8. 器具備品使用料	※ 5	133,722			190,110		
9. 地代家賃		38,197			36,639		
10. 減価償却費		136,367			190,514		
11. 貸倒引当金繰入額		18,296			2,132		
12. その他	※ 6	48,781	1,217,603	91.7	42,404	1,239,837	124.2
営業利益又は営業損失 (△)			110,176	8.3		△241,659	△24.2

区分	注記 番号	第 6 期事業年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)		第 7 期事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	
		金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)
Ⅲ 営業外収益					
1. 受取利息		281		1,340	
2. 有価証券利息		16		—	
3. 受取事務手数料		130		95	
4. 消費税差額		798		—	
5. 償却債権取立益		—		500	
6. その他		604	1,832	150	2,086
			0.1		0.2
Ⅳ 営業外費用					
1. 新株発行費償却		72		—	
2. 株式交付費		—		14,636	
3. 株式上場費用		2,261		13,222	
4. その他		—	2,333	1,147	29,007
			0.1		2.9
経常利益又は経常損失 (△)			109,675		△268,580
			8.3		△26.9
Ⅴ 特別利益					
1. 商品取引責任準備金戻 入額		38,888		3,057	
2. 新株引受権戻入益		241		—	
3. 退職給付引当金戻入益		3,518		—	
4. 貸倒引当金戻入益		1,155		281	
5. 前期損益修正益		1,222		11,682	
6. 受取損害賠償金		3,701		1,140	
7. 償却債権取立益		2,927		—	
8. 関連当事者受取手数料	※7	—		78,587	
9. その他		—	51,655	0	94,748
			3.9		9.5

区分	注記 番号	第 6 期事業年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)			第 7 期事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)		
		金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)
VI 特別損失							
1. 商品取引責任準備金繰入額		99,916			—		
2. 固定資産除却損		520			123		
3. 前期損益修正損		1	100,439	7.6	113	237	0.0
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失 (△)			60,891	4.6		△174,069	△17.4
法人税、住民税及び事 業税		29,904			2,850		
過年度法人税等戻入額		—			△2,138		
法人税等調整額		22,764	52,669	4.0	30,211	30,922	3.1
当期純利益又は当期純 損失 (△)			8,222	0.6		△204,992	△20.5
前期繰越利益			40,960			—	
当期末処分利益			49,182			—	

(3) 株主資本等変動計算書

第7期事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計		
		資本準備金	その他利益 剰余金			
			繰越利益 剰余金			
平成18年3月31日残高 (千円)	1,448,518	548,100	49,182	2,045,801	721	2,046,522
事業年度中の変動額						
新株の発行	241,589	343,006		584,595	△267	584,328
当期純損失 (△)			△204,992	△204,992		△204,992
その他株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額					△4	△4
事業年度中の変動額合計 (千円)	241,589	343,006	△204,992	379,603	△271	379,331
平成19年3月31日残高 (千円)	1,690,107	891,106	△155,809	2,425,404	449	2,425,854

(4) キャッシュ・フロー計算書

		第 6 期事業年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)	第 7 期事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー			
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失 (△)		60,891	△174,069
減価償却費		136,367	190,514
貸倒引当金の増減額 (減少: △)		17,022	△14,423
賞与引当金の減少額		△10,648	△14,466
退職給付引当金の増減 額 (減少: △)		△19,027	19,054
商品取引責任準備金の 増減額 (減少: △)		61,027	△3,057
固定資産除売却損益		520	123
受取利息及び受取配当 金		△298	△1,340
償却債権取立益		—	△500
受取損害賠償金		△3,701	△1,140
関連当事者受取手数料		—	△78,587
その他特別利益		△2,927	—
新株発行費償却		72	—
株式交付費		—	14,636
株式上場費用		—	13,222
分離保管預金の減少額		662,595	—
その他預金の減少額	※ 2	39,582	2,179
商品取引責任準備預金 の増減額 (増加: △)		△236,212	24,231
委託者未収金の増減額 (増加: △)		△29,091	7,760
保管有価証券の増減額 (増加: △)		△49,327	182,223
商品取引責任準備預託 金の減少額		151,953	—
その他営業債権の増減 額 (増加: △)		△164,589	70,747
その他営業債務の増減 額 (減少: △)		△222,997	18,710

		第 6 期事業年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月 31 日)	第 7 期事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月 31 日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
委託者先物取引差金 (借方) の増減額 (増加: △)		1, 244, 500	△376, 615
委託者先物取引差金 (貸方) の増減額 (減少: △)		9, 523	△9, 523
差入保証金の増減額 (増加: △)		△5, 005, 990	63, 477
預り証拠金の増加額		918, 510	87, 061
外国為替取引預り証拠 金の減少額		△88, 497	△1, 191
預託金の減少額		2, 358, 842	12, 452
未収消費税等の増加額		△1, 729	△3, 348
未払消費税等の減少額		△9, 279	—
その他		—	266
小計		△182, 909	28, 398
利息及び配当金の受取 額		298	1, 340
償却債権の取立額		2, 927	500
損害賠償金の受取額		3, 701	1, 140
関連当事者受取手数料 の受取額		—	78, 587
法人税等の支払額		△38, 424	△11, 393
営業活動による キャッシュ・フロー		△214, 407	98, 571

		第 6 期事業年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)	第 7 期事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
II 投資活動による キャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得に よる支出		△19,570	△60,245
有形固定資産の売却に よる収入		—	620
無形固定資産の取得に よる支出		△167,673	△266,394
長期前払費用の増加に よる支出		△6	△1,224
出資金の増加による 支出		△100,000	△100,000
貸付金の回収による収 入		920	—
長期差入保証金の増加 による支出		△22,527	△9,772
長期差入保証金の減少 による収入		115,047	4,854
その他		△19,200	△2,000
投資活動による キャッシュ・フロー		△213,009	△434,161
III 財務活動による キャッシュ・フロー			
株式の発行による収入		28,323	569,691
株式上場費用の支出額		—	△15,597
財務活動による キャッシュ・フロー		28,323	554,094
IV 現金及び現金同等物の 増減額 (減少: △)		△399,093	218,504
V 現金及び現金同等物の 期首残高		1,333,475	934,382
VI 現金及び現金同等物の 期末残高		934,382	1,152,886

(5) 利益処分計算書

		第 6 期事業年度 (株主総会承認日 平成18年 6 月26日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	
I 当期末処分利益			49,182
II 利益処分額			—
III 次期繰越利益			49,182

重要な会計方針

項目	第 6 期事業年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)	第 7 期事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)
1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	<p>(1) その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく 時価法 (評価差額は全部資本直入法 により処理し、売却原価は移動平均 法により算定) によっております。 時価のないもの 移動平均法による原価法によって おります。</p> <p>(2) 保管有価証券 商品取引所法施行規則第39条の規 定により商品取引所が定めた充用価 格によって評価しております。主な 有価証券の充用価格は次のとおりで あります。</p> <p>利付国債証券 額面金額の85%</p> <p>社債 (上場銘柄) 額面金額の65%</p> <p>株券 (一部上場銘柄) 時価の70%相当額</p> <p>倉荷証券 時価の70%相当額</p>	<p>(1) その他有価証券 —</p> <p>(2) 保管有価証券 同左</p>
2. デリバティブ等の評価基 準及び評価方法	時価法を採用しております。	同左
3. 固定資産の減価償却の方 法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 主な耐用年数は次のとおりです。 建物 13年～15年 器具及び備品 5年～15年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアにつ いては、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法を採用してござ います。</p> <p>(3) 少額減価償却資産 取得価額が10万円以上20万円未満の 資産については、3年間で均等償却を 行っております。</p> <p>(4) 長期前払費用 定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 少額減価償却資産 同左</p> <p>(4) 長期前払費用 同左</p>
4. 繰延資産の処理方法	新株発行費 発生時に一括償却しております。	—

項目	第 6 期事業年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)	第 7 期事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)
5. 引当金及び特別法上の準備金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務（直近の年金財政計算上の責任準備金を退職給付債務とする簡便法による）及び年金資産の見込額に基づき、期末において発生していると認められる額を計上しております。当事業年度末においては、年金資産が退職給付債務を超過しているため、前払年金費用として3,976千円を「投資その他の資産」に表示しております。</p> <p>(4) 商品取引責任準備金 商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第221条の規定に基づき、同法施行規則に定める額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 —</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務（直近の年金財政計算上の責任準備金を退職給付債務とする簡便法による）及び年金資産の見込額に基づき、期末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(4) 商品取引責任準備金 同左</p>
6. 営業収益の計上基準	<p>(1) 受取手数料 商品先物取引 委託者の売付け又は買付けに係る取引が成立したときに計上しております。</p> <p>商品ファンド 取引成立日に計上しております。</p> <p>外国為替保証金取引 委託者の売付け又は買付けに係る取引が成立したときに計上しております。</p> <p>(2) 売買損益 商品先物取引 反対売買により取引を決済したときに計上しております。</p>	<p>(1) 受取手数料 商品先物取引 同左</p> <p>商品ファンド 同左</p> <p>外国為替保証金取引 同左</p> <p>(2) 売買損益 商品先物取引 同左</p>

項目	第 6 期事業年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)	第 7 期事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
8. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から 3 ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
9. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

第 6 期事業年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)	第 7 期事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)
<p>(営業収益の計上基準)</p> <p>平成17年 5 月 1 日施行の「商品先物取引業統一経理基準」の改正に伴い、商品先物取引における受取手数料の計上時期を決済日から約定日へ変更しております。</p> <p>この変更により、従来の方法によった場合に比べ、営業収益が22,408千円増加しており、その結果、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益もそれぞれ22,408千円増加しております。</p> <p>(固定資産の減損に係る会計基準)</p> <p>当事業年度より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年 8 月 9 日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 6 号 平成15年10月31日)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 5 号 平成17年12月 9 日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第 8 号 平成17年12月 9 日)を適用しております。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は2,425,404千円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>

追加情報

第 6 期事業年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)	第 7 期事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)
<p>当事業年度に商品取引所法等の改正に伴う「商品先物取引業統一経理基準」が改正されたことに伴い、財務諸表等の様式が改定されております。</p> <p>(貸借対照表関係)</p> <p>従来、商品取引責任準備金相当額を日本商品先物取引協会へ金銭で預託していましたが、同協会の「商品取引責任準備金の積み立て等に関する規則」の改正により、自社の預金口座に積み立てております。これに伴い、従来「商品取引責任準備預託金」として計上していましたが、「現金及び預金」として計上することとしました。この結果、従来の方法によった場合と比べ「現金及び預金」は236,212千円増加しております。</p>	<p>—————</p>

表示方法の変更

第 6 期事業年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)	第 7 期事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)
<p>(貸借対照表関係)</p> <p>1. 平成17年 5 月 1 日施行の「商品先物取引業統一経理基準」の改正に伴い、前事業年度における「預り委託証拠金」は「預り証拠金」として、「預り委託証拠金代用有価証券」は「預り証拠金代用有価証券」として表示しております。</p> <p>2. 「未収入金」については、従来流動資産の「その他」に含めて表示していましたが、当事業年度において資産の総額の100分の1を超えることとなったため、区分掲記しております。なお、前事業年度の流動資産の「その他」に含まれている「未収入金」は3,590千円であります。</p> <p>(キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>平成17年 5 月 1 日施行の「商品先物取引業統一経理基準」の改正に伴い、前事業年度における「預り委託証拠金の増加額」は、「預り証拠金の増加額」として表示しております。</p>	<p>—————</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第 6 期事業年度 (平成18年 3 月31日)	第 7 期事業年度 (平成19年 3 月31日)
<p>※ 1. 担保に供している資産の内訳及び対応する債務の内訳は次のとおりであります。</p> <p>担保資産</p> <p>保管有価証券 629,912千円</p> <p>上記の保管有価証券は取引証拠金の代用として 625,148千円を株式会社日本商品清算機構へ、4,764千円を受託取引員へ預託しております。</p> <p>なお、担保付債務はありません。</p> <p>※ 2. 分離保管資産</p> <p>商品取引所法第210条の規定に基づく委託者資産保全措置を講じております。</p> <p>商品取引所法施行規則第98条第 1 項第 2 号に基づく委託者保護基金への預託額</p> <p>預託金 300,000千円</p> <p>なお、同法施行規則第97条第 1 項に基づく当社が所定の金融機関に預託して分離保管しなければならない資産の額は、28,657千円であります。</p> <p>また、外国為替保証金取引に係る預り証拠金等の委託者に帰属する資産を金融先物取引法第91条の規定に基づいて区分管理している資産の内訳は次のとおりであります。</p> <p>現金及び預金 18,800千円</p> <p>※ 3. 商品取引責任準備金</p> <p>商品取引責任準備金の積立は、商品取引所法第221条の規定に基づき、同法施行規則に定める額を計上しております。</p> <p>なお、従来、日本商品先物取引協会の定款に基づき、この積立額に相当する額の現金を日本商品先物取引協会に預託しておりましたが、平成17年5月の商品取引所法の改正により、この積立額に相当する額の現金を翌月に商品取引責任準備預金として自社の口座に積み立てております。</p>	<p>※ 1. 担保に供している資産の内訳及び対応する債務の内訳は次のとおりであります。</p> <p>担保資産</p> <p>保管有価証券 452,485千円</p> <p>上記の保管有価証券は取引証拠金の代用として 448,314千円を株式会社日本商品清算機構へ、4,170千円を受託取引員へ預託しております。</p> <p>なお、担保付債務はありません。</p> <p>※ 2. 分離保管資産</p> <p>商品取引所法第210条の規定に基づく委託者資産保全措置を講じております。</p> <p>商品取引所法施行規則第98条第 1 項第 2 号に基づく委託者保護基金への預託額</p> <p>預託金 200,000千円</p> <p>なお、同法施行規則第97条第 1 項に基づく当社が所定の金融機関に預託して分離保管しなければならない資産の額は、18,705千円であります。</p> <p>また、外国為替保証金取引に係る預り証拠金等の委託者に帰属する資産を金融先物取引法第91条の規定に基づいて区分管理している資産の内訳は次のとおりであります。</p> <p>現金及び預金 16,621千円</p> <p>※ 3. 商品取引責任準備金</p> <p>商品取引責任準備金の積立は、商品取引所法第221条の規定に基づき、同法施行規則に定める額を計上しております。</p>

第 6 期事業年度 (平成18年 3 月31日)	第 7 期事業年度 (平成19年 3 月31日)						
<p>※ 4. 委託者先物取引差金</p> <p>委託者の未決済玉を決済したと仮定して計算した委託者の売買損 (売買益) 相当額を、委託者に代わって株式会社日本商品清算機構に立替払いした (株式会社日本商品清算機構から預かった) 金額であります。</p> <p>この金額は、すべての委託者の各商品取引所の商品ごとに差損益金を算定した上でこれらを合計して算出したものであります。</p> <p>※ 5. 委託者未収金のうち証拠金等によって担保されていない金額は31,977千円であります。なお、当該無担保未収金に対し、貸倒引当金を14,639千円設定しております。</p> <p>※ 6. 発生後 1 年を超えている委託者未収金のうち証拠金等によって担保されていない金額は16,443千円あります。なお、当該無担保未収金に対し、貸倒引当金を9,057千円設定しております。</p> <p>※ 7. 授権株式数及び発行済株式総数</p> <table data-bbox="228 1003 783 1070"> <tr> <td>授権株式数</td> <td>普通株式</td> <td>120,000株</td> </tr> <tr> <td>発行済株式総数</td> <td>普通株式</td> <td>31,756株</td> </tr> </table>	授権株式数	普通株式	120,000株	発行済株式総数	普通株式	31,756株	<p>※ 4. 委託者先物取引差金</p> <p>同左</p> <p>※ 5. 委託者未収金のうち証拠金等によって担保されていない金額は3,559千円あります。なお、当該無担保未収金に対し、貸倒引当金を541千円設定しております。</p> <p>※ 6. 発生後 1 年を超えている委託者未収金のうち証拠金等によって担保されていない金額は17,911千円あります。なお、当該無担保未収金に対し、貸倒引当金を8,732千円設定しております。</p> <p>※ 7. 授権株式数及び発行済株式総数</p> <p>—————</p>
授権株式数	普通株式	120,000株					
発行済株式総数	普通株式	31,756株					

(損益計算書関係)

第 6 期事業年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)	第 7 期事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)
※ 1. 受取手数料の内訳	※ 1. 受取手数料の内訳
商品先物取引 1,235,782千円	商品先物取引 988,719千円
商品ファンド 623千円	商品ファンド 464千円
外国為替保証金取引 18,001千円	外国為替保証金取引 10,976千円
合計 1,254,407千円	合計 1,000,161千円
※ 2. 売買損益の内訳	※ 2. 売買損益の内訳
商品先物取引損益 △627千円	商品先物取引損益 △1,984千円
※ 3. 取引所等関係費の内訳	※ 3. 取引所等関係費の内訳
取引所会費 66,368千円	取引所会費 63,931千円
その他取引所等関係費 96,244千円	その他取引所等関係費 96,361千円
合計 162,613千円	合計 160,292千円
※ 4. 人件費の内訳	※ 4. 人件費の内訳
役員報酬 52,600千円	役員報酬 56,100千円
従業員給与 280,365千円	従業員給与 256,692千円
賞与 25,884千円	賞与 14,533千円
賞与引当金繰入額 14,466千円	退職給付費用 26,235千円
退職給付費用 9,693千円	法定福利費 34,097千円
法定福利費 38,578千円	福利厚生費 11,400千円
福利厚生費 11,221千円	合計 399,059千円
合計 432,810千円	
※ 5. 器具備品使用料の内訳	※ 5. 器具備品使用料の内訳
電算機費 95,297千円	電算機費 161,397千円
リース料 31,008千円	リース料 24,695千円
その他 7,416千円	その他 4,017千円
合計 133,722千円	合計 190,110千円
※ 6. _____	※ 6. 研究開発費の総額
	販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費 1,000千円
※ 7. _____	※ 7. 関係会社 S B I ホールディングス (株) からの商品先物取引受託による受取手数料であります。

(株主資本等変動計算書関係)

第 7 期事業年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	第 6 期事業年度末 株式数 (株)	第 7 期事業年度 増加株式数 (株)	第 7 期事業年度 減少株式数 (株)	第 7 期事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	31,756	4,063	—	35,819
合計	31,756	4,063	—	35,819
自己株式				
—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加 4,063 株は、一般公募による新株発行 3,500 株及び新株予約権の権利行使による新株発行 563 株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				第 7 期 事業年度末 残高 (千円)
		第 6 期 事業年度末	第 7 期事業 年度増加	第 7 期事業 年度減少	第 7 期 事業年度末	
ストックオプションとしての 新株予約権	普通株式	—				449

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が第 7 期事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

第 6 期事業年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)	第 7 期事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)																								
<p>1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年 3 月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">918,052千円</td> </tr> <tr> <td>商品取引責任準備預金</td> <td style="text-align: right;">△236,212千円</td> </tr> <tr> <td>預託金に含まれる委託者保護基金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>余剰預託額</td> <td style="text-align: right;">271,342千円</td> </tr> <tr> <td>その他預金</td> <td style="text-align: right;">△18,800千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">934,382千円</td> </tr> </table> <p>※2. その他預金とは、外国為替保証金取引に係る預り証拠金等の委託者に帰属する資産を、金融先物取引法第91条の規定に基づいて区分管理している資産であります。</p>	現金及び預金	918,052千円	商品取引責任準備預金	△236,212千円	預託金に含まれる委託者保護基金		余剰預託額	271,342千円	その他預金	△18,800千円	現金及び現金同等物	934,382千円	<p>1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年 3 月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">1,200,193千円</td> </tr> <tr> <td>商品取引責任準備預金</td> <td style="text-align: right;">△211,980千円</td> </tr> <tr> <td>預託金に含まれる委託者保護基金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>余剰預託額</td> <td style="text-align: right;">181,294千円</td> </tr> <tr> <td>その他預金</td> <td style="text-align: right;">△16,621千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,152,886千円</td> </tr> </table> <p>※2. 同左</p>	現金及び預金	1,200,193千円	商品取引責任準備預金	△211,980千円	預託金に含まれる委託者保護基金		余剰預託額	181,294千円	その他預金	△16,621千円	現金及び現金同等物	1,152,886千円
現金及び預金	918,052千円																								
商品取引責任準備預金	△236,212千円																								
預託金に含まれる委託者保護基金																									
余剰預託額	271,342千円																								
その他預金	△18,800千円																								
現金及び現金同等物	934,382千円																								
現金及び預金	1,200,193千円																								
商品取引責任準備預金	△211,980千円																								
預託金に含まれる委託者保護基金																									
余剰預託額	181,294千円																								
その他預金	△16,621千円																								
現金及び現金同等物	1,152,886千円																								

(リース取引関係)

第 6 期事業年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)				第 7 期事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引			
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
器具及び備品	86,377	56,346	30,030	器具及び備品	74,856	60,844	14,011
合計	86,377	56,346	30,030	合計	74,856	60,844	14,011
2. 未経過リース料期末残高相当額				2. 未経過リース料期末残高相当額			
1 年内			17,009千円	1 年内			15,388千円
1 年超			16,010千円	1 年超			500千円
合計			33,019千円	合計			15,888千円
3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額			
支払リース料			23,622千円	支払リース料			18,434千円
減価償却費相当額			20,365千円	減価償却費相当額			15,794千円
支払利息相当額			2,738千円	支払利息相当額			1,549千円
4. 減価償却費相当額の算定方法				4. 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				同左			
5. 利息相当額の算定方法				5. 利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				同左			

(有価証券関係)

第 6 期事業年度末 (平成 18 年 3 月 31 日現在)

該当事項はありません。

第 7 期事業年度末 (平成 19 年 3 月 31 日現在)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. 取引の状況に関する事項

第 6 期事業年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)	第 7 期事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)
<p>(1) 取引の内容 当社が取り扱っているデリバティブ取引は、各商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種商品先物取引であり、自己売買業務として自己の計算に帰属するものであります。</p> <p>(2) 取引に対する取組方針 商品先物取引における自己売買業務は、当社の定める「自己売買取引規定」に基づいて行っておりますが、収益目的の自己ディーリング業務とは区別しているものです。なお、休止している収益目的の自己ディーリング業務については、現状、再開の予定はありません。</p> <p>(3) 取引の利用目的 当社が行っているデリバティブ取引は、商品取引所の板寄せ市場（市場担当者が注文を入力）において、約定間際にシステムが顧客からの注文を受け付けたが注文入力が間に合わなかった際に注文を成立させる場合の利用であり、収益目的ではありません。</p> <p>(4) 取引に係るリスクの内容 当社が行う商品先物取引における価格は、海外の商品市況、為替、景気動向及び気象状況の影響を受けます。なお、当該取引は公的な市場における取引であるため、契約不履行によるリスクは発生しないものと考えております。</p> <p>(5) 取引に係るリスク管理体制 「自己売買取引規定」に基づき、取引が発生した場合は次節の立会い（直後に約定成立可能な取引）において強制的に決済しております。なお、自己取引が発生した場合には日々代表取締役まで報告されております。</p> <p>(6) 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>(1) 取引の内容 同左</p> <p>(2) 取引に対する取組方針 商品先物取引における自己売買業務は、当社の定める「自己売買取引規定」に基づいて行っておりますが、収益目的の自己ディーリング業務とは区別しているものです。なお、収益目的の自己ディーリング業務については、現状、行っておりません。</p> <p>(3) 取引の利用目的 同左</p> <p>(4) 取引に係るリスクの内容 同左</p> <p>(5) 取引に係るリスク管理体制 同左</p> <p>(6) 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左</p>

2. 取引の時価等に関する事項

第 6 期事業年度末（平成 18 年 3 月 31 日現在）及び第 7 期事業年度末（平成 19 年 3 月 31 日現在）において、デリバティブ取引の契約額はありませぬ。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として適格退職年金制度を設けております。また、当社は総合設立の全国商品取引業厚生年金基金に加入しておりますが、当該厚生年金基金制度は退職給付会計実務指針 33 項の例外処理を行う制度であります。

2. 退職給付債務に関する事項

	第 6 期事業年度 (平成18年 3 月 31 日)	第 7 期事業年度 (平成19年 3 月 31 日)
(1) 退職給付債務	△138,786千円	△109,205千円
(2) 年金資産 (注)	142,763千円	94,127千円
(3) 前払年金費用又は退職給付引当金 (△) ((1)+(2))	3,976千円	△15,077千円
(注)	上記の内訳には、全国商品取引業厚生年金基金に係る年金資産の額は含めておりません。 なお、同基金の年金資産残高のうち、当社の掛金拠出割合に基づく当期末の年金資産残高は 318,526千円であります。	上記の内訳には、全国商品取引業厚生年金基金に係る年金資産の額は含めておりません。 なお、同基金の年金資産残高のうち、当社の掛金拠出割合に基づく当期末の年金資産残高は 380,519千円であります。

3. 退職給付費用に関する事項

	第 6 期事業年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月 31 日)	第 7 期事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月 31 日)
①適格退職年金制度		
(1) 勤務費用	△3,518千円	32,539千円
(2) 企業年金剰余金	—	△14,778千円
(3) 退職給付引当金繰入額又は退職給付引当金戻入益 (△) ((1)+(2))	△3,518千円	17,761千円
②その他の退職給付制度		
全国商品取引業厚生年金基金 (総合型) への掛金	9,693千円	8,473千円

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等については記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

第 7 期事業年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第 1 回 新株引受権	第 2 回 新株引受権	第 3 回 新株引受権	第 4 回 新株引受権	第 1 回 新株予約権	第 2 回 新株予約権	第 3 回 新株予約権
付与対象者の 区分及び人数	当社の取締役 3名 当社の従業員 21名	当社の取締役 3名 当社の従業員 11名	当社の取締役 3名 当社の従業員 21名	当社の取締役 3名 当社の従業員 11名	当社の取締役 8名 当社の監査役 1名 当社の従業員 14名	当社の従業員 9名	当社の取締役 3名 当社の従業員 49名
ストック・オ プションの数 (注)	普通株式 466株	普通株式 346株	普通株式 471株	普通株式 347株	普通株式 702株	普通株式 145株	普通株式 1,158株
付与日	平成13年8月15日	平成13年8月15日	平成13年8月15日	平成13年8月15日	平成14年8月9日	平成15年3月31日	平成17年7月6日
権利確定条件	新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日以降、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、任期満了により取締役を退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合にはこの限りではありません。	新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日以降、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、任期満了により取締役を退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合にはこの限りではありません。	新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日以降、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、任期満了により取締役を退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合にはこの限りではありません。	新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日以降、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、任期満了により取締役を退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合にはこの限りではありません。	新株予約権者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、任期満了により取締役を退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合にはこの限りではありません。	新株予約権者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、任期満了により取締役を退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合にはこの限りではありません。	新株予約権者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、任期満了により取締役を退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合にはこの限りではありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成13年9月1日 至 平成19年8月15日	自 平成13年9月1日 至 平成20年8月15日	自 平成13年9月1日 至 平成21年8月15日	自 平成13年9月1日 至 平成22年8月15日	自 平成16年7月24日 至 平成20年7月23日	自 平成17年4月1日 至 平成20年7月23日	自 平成19年6月17日 至 平成23年6月17日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

第 7 期事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第 1 回 新株引受権	第 2 回 新株引受権	第 3 回 新株引受権	第 4 回 新株引受権	第 1 回 新株予約権	第 2 回 新株予約権	第 3 回 新株予約権
権利確定前 (株)							
前事業年度末	397	149	401	150	92	40	1,093
付与	-	-	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-	7	107
権利確定	397	149	401	150	92	19	-
未確定残	-	-	-	-	-	14	986
権利確定後 (株)							
前事業年度末	-	-	-	-	296	40	-
権利確定	397	149	401	150	92	19	-
権利行使	239	70	59	35	127	33	-
失効	-	1	6	-	-	-	-
未行使残	158	78	336	115	261	26	-

② 単価情報

	第 1 回 新株引受権	第 2 回 新株引受権	第 3 回 新株引受権	第 4 回 新株引受権	第 1 回 新株予約権	第 2 回 新株予約権	第 3 回 新株予約権
権利行使価格 (円)	64,516	64,516	64,516	64,516	67,952	69,641	98,598
行使時平均株価 (円)	154,289	216,143	205,508	261,714	172,882	190,818	-
付与日における公正な 評価単価 (円)	-	-	-	-	-	-	-

(税効果会計関係)

第 6 期事業年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)	第 7 期事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳
流動の部	流動の部
未払事業税	未払事業税
2, 125千円	1, 157千円
賞与引当金	貸倒引当金
5, 887千円	220千円
貸倒引当金	繰越欠損金
5, 957千円	79, 955千円
未払費用	繰延税金資産 (流動) 小計
708千円	81, 333千円
繰延税金資産 (流動) 小計	評価性引当額
14, 678千円	△81, 333千円
評価性引当額	繰延税金資産 (流動) 合計
△5, 725千円	－千円
繰延税金資産 (流動) 合計	固定の部
8, 952千円	減価償却超過額
固定の部	3, 481千円
減価償却超過額	商品取引責任準備金
7, 022千円	85, 425千円
商品取引責任準備金	退職給付引当金
86, 669千円	6, 135千円
貸倒引当金	貸倒引当金
3, 685千円	3, 553千円
貸倒損失否認	貸倒損失否認
10, 719千円	10, 719千円
その他	その他
19千円	53千円
繰延税金資産 (固定) 小計	繰延税金資産 (固定) 小計
108, 117千円	109, 369千円
評価性引当額	評価性引当額
△86, 672千円	△109, 369千円
繰延税金資産 (固定) 合計	繰延税金資産 (固定) 合計
21, 444千円	－千円
前払年金費用	
△186千円	
繰延税金負債 (固定) 合計	
△186千円	
繰延税金資産 (固定) の純額	
21, 258千円	
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率	法定実効税率
40. 7%	40. 7%
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目	交際費等永久に損金に算入されない項目
0. 4%	△0. 1%
住民税均等割	住民税均等割
5. 3%	△1. 6%
評価性引当額	評価性引当額
50. 2%	△57. 9%
IT投資促進減税による税額控除	過年度法人税等
△8. 9%	1. 2%
その他	その他
△1. 2%	△0. 1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	税効果会計適用後の法人税等の負担率
86. 5%	△17. 8%

(持分法損益等)

第 6 期事業年度 (自 平成 17 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 3 月 31 日) 及び第 7 期事業年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日) において、関連会社がないため該当事項はありません。

【関連当事者との取引】

第 6 期事業年度 (自 平成 17 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 3 月 31 日)

(1) 親会社及び法人主要株主等

日本公認会計士協会監査委員会報告第 62 号「関連当事者との取引に係る情報の開示に関する監査上の取扱い」に基づき取引金額及び期末残高に重要性がないため記載を省略しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員	北尾吉孝	—	—	当社 取締役会長 SBIホールディング ス株式会社 代表取締役 CEO	(被所有) 直接 0.91	—	—	第三者割当増 資の引受 ※1	28,396	—	—

(3) 子会社等

該当事項はありません。

(4) 兄弟会社等

日本公認会計士協会監査委員会報告第 62 号「関連当事者との取引に係る情報の開示に関する監査上の取扱い」に基づき取引金額及び期末残高に重要性がないため記載を省略しております。

(注) 1. 上記 (2) の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

※1については、平成 17 年 6 月 16 日開催の定時株主総会で決議された平成 17 年 7 月 6 日発行の第三者割当増資の引受であり、時価純資産価額等を参考として 1 株につき 98,598 円で発行したものであります。

第 7 期事業年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	SBI ホールディングス株式会社	東京都港区	54,914	株式等の保有を通じた企業グループの統括・運営等	(被所有) 直接 61.27	1名	商品先物取引受託業務における委託者	商品先物取引受託による手数料の受取 ※1	78,587	—	—

(2) 役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員	北尾吉孝	—	—	当社取締役会長 SBI ホールディングス株式会社代表取締役 CEO	(被所有) 直接 1.31	—	—	ストック・オプションの権利行使 ※2、3	11,970	—	—
役員	佐藤志生	—	—	当社取締役	—	—	—	ストック・オプションの権利行使 ※2	1,612	—	—

(3) 子会社等

該当事項はありません。

(4) 兄弟会社等

日本公認会計士協会監査委員会報告第 62 号「関連当事者との取引に係る情報の開示に関する監査上の取扱い」に基づき取引金額及び期末残高に重要性がないため記載を省略しております。

(注) 1. 上記 (1) ~ (2) の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

※1については、当社における他の一般委託者と同様の条件にて取引を行っており、その取引条件はグループ外の第三者との取引条件と同様に決定しております。

※2については、平成 13 年 8 月 6 日開催の取締役会及び同日開催の臨時株主総会で決議された旧商法第 391 条の 8 第 1 項に基づく新株引受権付社債に係る新株引受権の権利行使であり、時価純資産価額等を参考として 1 株につき 64,516 円で発行したものであります。

※3については、平成 14 年 7 月 23 日開催の取締役会及び同日開催の臨時株主総会で決議された旧商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21、並びに第 280 条ノ 27 第 1 項の規定に基づき発行した新株予約権の権利行使であり、時価純資産価額等を参考として 1 株につき 67,952 円で発行したものであります。

(1 株当たり情報)

第 6 期事業年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)	第 7 期事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)
1 株当たり純資産額 64,422.51円	1 株当たり純資産額 67,712.79円
1 株当たり当期純利益 259.55円	1 株当たり当期純損失 5,874.38円
なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、ストックオプション制度導入に伴う新株引受権及び新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、かつ店頭登録もしていないため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。	なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、ストックオプション制度導入に伴う新株予約権の残高はありますが、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

(注) 1 株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) 金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第 6 期事業年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)	第 7 期事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	8,222	△204,992
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
(うち利益処分による役員賞与金)	(—)	(—)
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	8,222	△204,992
期中平均株式数 (株)	31,680	34,896
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	①平成14年 7 月23日臨時株主総会決議及び平成14年 7 月23日取締役会決議に基づく新株予約権388個 ②平成14年 7 月23日臨時株主総会決議及び平成15年 3 月24日取締役会決議に基づく新株予約権80個 ③平成17年 6 月16日定時株主総会決議及び平成17年 6 月16日取締役会決議に基づく新株予約権1,093 個 ④平成13年 8 月 6 日臨時株主総会決議に基づく新株引受権付社債の新株引受権部分1,118.04株	①平成14年 7 月23日臨時株主総会決議及び平成14年 7 月23日取締役会決議に基づく新株予約権261個 ②平成14年 7 月23日臨時株主総会決議及び平成15年 3 月24日取締役会決議に基づく新株予約権40個 ③平成17年 6 月16日定時株主総会決議及び平成17年 6 月16日取締役会決議に基づく新株予約権986個 ④平成13年 8 月 6 日臨時株主総会決議に基づく新株引受権付社債の新株引受権部分687株

(重要な後発事象)

第 6 期事業年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月 31 日)	第 7 期事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月 31 日)
<p>平成18年 4 月 21 日及び平成18年 5 月 10 日開催の取締役会において、下記のとおり新株式の発行を決議し、平成18年 5 月 30 日に払込が完了いたしました。</p> <p>この結果、平成18年 5 月 30 日付で資本金は1,671,643 千円、発行済株式総数は35,256株となっております。</p> <p>① 募集方法 : 一般募集 (ブックビルディング方式による募集)</p> <p>② 発行する株式の種類 : 普通株式 3,500株 類及び数</p> <p>③ 発行価格 : 1 株につき 170,000円 一般募集はこの価格にて行いました。</p> <p>④ 引受価額 : 1 株につき 156,400円 この価額は当社が引受人より 1 株当たりの新株式払込金として受取った金額であります。 なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。</p> <p>⑤ 発行価額 : 1 株につき 127,500円 (資本組入額 63,750円)</p> <p>⑥ 発行価額の総額 : 446,250千円</p> <p>⑦ 払込金額の総額 : 547,400千円</p> <p>⑧ 資本組入額の総額 : 223,125千円</p> <p>⑨ 払込期日 : 平成18年 5 月 30 日</p> <p>⑩ 配当起算日 : 平成18年 4 月 1 日</p> <p>⑪ 資金の用途 : 設備投資等</p>	<p>該当事項はありません。</p>

5. その他

(1) 生産、受注及び販売の状況

①受取手数料

当事業年度の受取手数料は、次のとおりであります。

区分	金額(千円)	前年同期比 (%)
商品先物取引		
現物先物取引		
農産物市場	374,394	72.0
砂糖市場	16,539	77.2
貴金属市場	213,527	138.6
ゴム市場	100,657	87.3
石油市場	256,422	65.0
アルミニウム市場	2,852	52.5
小計	964,394	79.7
現金決済取引		
石油市場	24,325	97.1
小計	24,325	97.1
商品先物取引計	988,719	80.0
外国為替取引		
外国為替保証金取引	10,976	61.0
外国為替取引計	10,976	61.0
商品投資販売業		
商品ファンド	464	74.5
商品投資販売業計	464	74.5
合計	1,000,161	79.7

(注) 消費税等は含まれておりません。

②売買損益

当事業年度の売買損益は、次のとおりであります。

区分	金額(千円)	前年同期比 (%)
商品先物取引		
現物先物取引		
農産物市場	△1,308	(注) 2 —
砂糖市場	175	(注) 2 —
ゴム市場	△28	(注) 2 —
石油市場	△823	(注) 2 —
合計	△1,984	(注) 2 —

(注) 1. 消費税等は含まれておりません。

2. 前年同期又は当事業年度の売買損益が、マイナスのため記載しておりません。

③商品先物取引の売買高の状況

当事業年度の売買高は、次のとおりであります。

区分	委託(枚)	前年同期比 (%)	自己(枚)	前年同期比 (%)	合計(枚)	前年同期比 (%)
現物先物取引						
農産物市場	314,138	75.2	1,604	87.2	315,742	75.3
砂糖市場	23,113	93.2	260	126.2	23,373	93.4
貴金属市場	427,792	170.9	1	4.5	427,793	170.9
ゴム市場	208,599	118.6	12	75.0	208,611	118.6
石油市場	453,900	65.5	1,938	86.6	455,838	65.6
アルミニウム市場	4,887	51.5	0	(注) 1 —	4,887	51.5
小計	1,432,429	91.2	3,815	88.3	1,436,244	91.2
現金決済取引						
石油市場	40,966	97.2	0	(注) 1 —	40,966	97.2
小計	40,966	97.2	0	(注) 1 —	40,966	97.2
合計	1,473,395	91.3	3,815	88.3	1,477,210	91.3

(注) 1. 前年同期の自己売買高は、自己売買を行っていないため、0枚であります。

2. 主な商品別の委託売買高とその総委託売買高に対する割合は、次のとおりです。

		前事業年度		当事業年度	
		自 平成 17 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 3 月 31 日	割合 (%)	自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日	割合 (%)
取引所名	商品名	委託売買高 (枚)	割合 (%)	委託売買高 (枚)	割合 (%)
東京穀物商品取引所	Non-GMO 大豆	257,316	16.0	180,160	12.2
	とうもろこし	63,814	4.0	64,876	4.4
東京工業品取引所	ガソリン	375,880	23.3	290,721	19.7
	金	128,679	8.0	258,260	17.5
	ゴム	175,927	10.9	208,599	14.2
	白金	87,695	5.4	141,022	9.6
中部大阪商品取引所	ガソリン	110,246	6.8	64,420	4.4

3. 市場別売買高及び商品別の委託売買高には、関連当事者受取手数料に係る売買高 20,096 枚が含まれております。

4. 商品先物取引における取引の最低単位を枚と呼び、例えば金 1 枚は 1kg、ガソリン 1 枚は 50kl というように 1 枚当たりの数量は商品ごとに異なります。

④商品先物取引の未決済建玉の状況

当社の商品先物取引に関する売買高のうち、当事業年度末において反対売買等により決済されていない建玉の状況は次のとおりであります。

区分	委託 (枚)	前年同期比 (%)	自己 (枚)	前年同期比 (%)	合計 (枚)	前年同期比 (%)
現物先物取引						
農産物市場	11,458	103.2	0	—	11,458	103.2
砂糖市場	978	91.1	0	—	978	91.1
貴金属市場	4,955	95.0	0	—	4,955	95.1
ゴム市場	1,041	65.3	0	—	1,041	65.3
石油市場	3,344	51.8	0	—	3,344	51.8
アルミニウム市場	183	45.1	0	—	183	45.1
小 計	21,959	85.0	0	—	21,959	85.0
現金決済取引						
石油市場	385	48.7	0	—	385	48.7
小 計	385	48.7	0	—	385	48.7
合 計	22,344	83.9	0	—	22,344	83.9

⑤外国為替保証金取引 取引高

当事業年度の取引高は、次のとおりであります。

区分	取引高	前年同期比 (%)
米ドル/円 (百万ドル)	6,283	46.3
ユーロ/円 (百万ユーロ)	1,379	36.6
英ポンド/円 (百万ポンド)	1,525	74.6
豪ドル/円 (百万ドル)	1,008	71.5
ニュージーランドドル/円(百万ドル)	1,411	68.2
カナダドル/円 (百万ドル)	557	43.4

(注) 上記金額は、顧客との相対取引による各通貨ごとの取引高であります。

(2) 設備投資の実績値

当社は商品先物取引システムの安定化及び利便性の向上を主たる目的とし、221,640 千円の設備投資を実施いたしました。

当事業年度の主な設備投資の内訳は、次のとおりであります。

事業分野の名称	設備の内容	金額
商品先物取引事業	業務システムの環境改善	148,000千円
商品先物取引事業	オンライン取引システムの改良	68,403千円

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。